

令和7年度 JEF 獣医規程 主な改定について

第II章 獣医師

(獣医師)

第1004条 獣医師とは、日本国の獣医師法（以下、獣医師法）に基づく獣医師資格を有する者をいう。

2. 獣医師法に基づく獣医師資格を持たない者であっても FEI オフィシャル獣医師 (FEI が認定する資格を有する) ~~または FEI 認定治療獣医師~~としての有資格者にあつては日馬連競技会の獣医業務に従事することができる。ただし、獣医師法に基づく獣医師資格を取得しない限り治療行為はできない。

(オフィシャル獣医師)

第1005条

2. オフィシャル獣医師の区分は以下のとおりとする。

(3) 検体採取獣医師：ドーピング検査が行われる競技において、一連の検体採取業務を実施する。不測の事態においては獣医師団が兼務することができる。

(獣医師団)

第1006条 獣医師団の職務は以下のとおりとする。

(5) ドーピング検査が行われる競技において、不測の事態が生じた場合に検体採取獣医師が指名されていない場合は、一連の検体採取業務を実施する。

第V章 ホースインスペクション

(インスペクションの指針)

第1022条 インスペクションは原則として以下の指針に従って実施する。

(3) インスペクションに臨む際の蹄鉄の装着有無については、競技出場と同様とする。やむを得ずインスペクション後に状態を変更する（蹄鉄を装着する/外す）場合は、インスペクションパネルの審査を受けること。エンデュランス競技のフェイズ間のインスペクションにおいては、インスペクションパネルの判断で例外を認めることもある。障害馬術競技、総合馬術競技（障害馬術）、エンデュランス競技で蹄用ブーツを履いて競技する馬は、蹄用ブーツを履いてインスペクションに臨まなければならない、インスペクションパネルが当該馬の蹄を確認するために要求した場合には、蹄用ブーツを外さなければならない。

(54) 馬体へのペイントやバンテージ、~~ラグ~~およびイヤーフードなどの被覆物の着用等、個体情報を隠すことは認められない。

(馬具に関わる競技馬の検査)

第1026条 馬体のあらゆる部位の四肢、馬用ブーツ、バンテージおよび/またはその他馬具の検査は、競技会期間中いつでもスチュワードおよび/またはオフィシャル獣医師によ

り実施することができる。

5. この検査は以下のとおり行う。

(1) 馬用ブーツを装着する前の、馬体のあらゆる部位の四肢、ブーツおよびその他の馬具の検査。可能であれば、この検査は馬がウォームアップエリアに入る前に実施する。

(2) 馬の肢に装着していたすべてのブーツ、バンデージおよびその他の馬具を取り外した後の馬体のあらゆる部位四肢の検査。この検査は、馬が競技アリーナから退場するときに実施する。

6. この検査は以下の項目をチェックする。

(1) 馬体の四肢のあらゆる異常または過敏性

(5) その他の馬具の素材に関する違反

(7) 馬体のあらゆる部位の四肢、脇腹、口の出血

9. 鼻革はFEI測定デバイスの定め通り、十分な緩みをもって調整されなければならない。このルールはすべてのタイプの鼻革および上下両方の鼻革に適用する。なお、国内競技におけるFEI測定デバイスの使用開始時期は、各競技種目の規定による。

FEI測定デバイスにより鼻革が過度にきつく締められていることが判明した場合は、以下の措置がとられる。

競技前：鼻革が十分な緩さに再調整されない限り、当該人馬はスタートすることができない。

競技中：当該人馬はその競技において失権となり、選手にはイエロー警告カードが出される。

109. 競技前の検査で見つかった鼻革の締め方以外の違反については：

1110. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは馬体のあらゆる部位四肢の知覚異常が見つかった場合：

(1) 直ちに競技場審判団長に知らせなければならず；

(2) 獣医師団長は乗馬登録証の馬体特徴図と照合して個体識別を行い、馬名および馬管理責任者を記録する。

(3) 当該馬はドーピング検査を実施することが望ましい。

1312. 疑いのある部位四肢を写真および／またはビデオに記録しなければならない。

第VI章 アンチ・ドーピングおよび治療規制

(禁止処置)

第1028条

1. 以下に該当する馬の競技参加は認めない：

(10) 個々の触覚毛（馬の鼻、目の周りに生えている硬い毛）および外耳の縁より内側の毛が馬の痛みあるいは不快感を防ぐために獣医師によって除去された場合を除き、馬の触覚毛が刈りとられ、剃られ、またはその他いかなる方法であれ除去されている馬。ただし、それらの毛の除去が獣医療としての目的に適しているときは本規定から除外される。

第Ⅳ章 競技期間中の馬の治療

(治療の規制)

第 1041 条 競技に参加する馬は、禁止物質の影響下にあってはならず、その責任は馬管理責任者にあり、絶対禁止物質はいかなる理由があっても使用してはならない。

6. 競技会期間中は、フォーム A の提出により緊急性が認められた場合を除き、ビタミンおよび/またはミネラルの注射または補液は禁止される。

8. 厩舎エリアが閉鎖されているときは、緊急を要しない治療は行なってはならない。

9. 6 項の例外として、18 時以降に開始する競技に出場する競技馬については競技当日の 10 時までには注射による投与を受けることができる。ただし、緊急時または継続している治療については、競技当日にも、治療用規制物質または抗生物質の注射による投与を行うことができる。これには、事前に フォーム A 所定の治療申請書 を用いて獣医師団長（競技出場許可を与える場合は競技場審判団長も）の許可を得なければならない。

12. 10. 獣医師団長が例外的に許可する場合を除き、治療は原則として指定された場所で行われなければならない。ただし、禁止物質リストに掲載されていない物質を経口または噴霧吸引により投与する場合、および 10 リットル以上の補液剤を静脈投与する場合は、自馬房で行うことができる。ただし、噴霧吸引または 10 リットル以上の補液の場合は、治療を担当する獣医師は フォーム B 所定の様式 により獣医師団長の許可を得なければならない。

(治療用規制物質による治療)

第 1042 条 日馬連競技会期間中において治療用規制物質を用いた治療が必要な場合、治療を担当する獣医師は当該馬の競技参加適性を極力考慮した治療法を検討しなければならない。

2. 治療を担当する獣医師は、フォーム A 所定の治療申請書 に記入し、獣医師団長に提出しなければならない。

3. 獣医師団長は、前項の フォーム A 申請書 の提出を受けた場合、FEI 馬の治療用規制物質リストに掲載された物質や方法を用いる治療では、原則として当該馬の競技参加を取りやめることを前提に治療許可を与える旨を、馬管理責任者および治療を担当する獣医師に通知する。

4. 馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、フォーム A 当該申請書 の提出と上記の一連の手続き処理を、原則として馬を治療する前に行わなければならない。

5. 前項の定めに係わらず、競技会場への入厩直前（輸送中など）治療用規制物質を用いた治療を行った場合、または治療用規制物質を用いたことが疑われる場合、当該馬管理責任者は、当該馬が競技会場に到着後速やかに、治療を担当した獣医師が記入および署名した フォーム A 治療申請書 を提出して、当該馬の競技参加適性について獣医師団長の判断を求めなければならない。

6. 獣医師団長は、フォーム A 治療申請書 の提出を受けたときは、治療してから競技までの経過時間を考慮し、治療により当該馬が不当な利益を得る可能性を検討して競技参加の可否を決定し、競技場審判団長はこれに副署する。

7. 当該馬が治療前に競技参加を取りやめた場合でも、競技会場に滞在している限りは、治療を担当する獣医師は治療前にフォーム A 当該申請書を提出し、獣医師団長の許可を得なければならない。この場合は、フォーム A 当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。署名入りのフォーム A 治療申請書は馬管理責任者に渡し、獣医師団長はコピーを保管する。

9. 獣医師団、スチュワードおよびその他の大会役員は、馬管理責任者または治療を担当する獣医師に、署名の入ったフォーム A 治療申請書の呈示を求めることができる。

(禁止物質リスト以外の物質投与)

第 1043 条 日馬連競技会の期間中、馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、禁止物質リストに記載された物質以外の関節保護剤補液剤、ビタミン剤、抗生物質、駆虫薬等を投与する場合、指定された場所を実施しなければならない。

2. 前項の治療の概要について、フォーム C 所定の様式により獣医師団長に報告しなければならない。競技への参加適性に疑問があるときは治療前に獣医師団長に報告しなければならない。

日馬連獣医規程違反に係る制裁

制裁番号	関連条項	違反内容	制裁内容
治療および補助的療法に関する違反			
3	1041	獣医師団による許可を得ていない、競技当日の競技前の治療等、 <u>競技期間中に禁止される治療を実施</u>	治療を実施した者に 50,000 円の罰金、当該馬は失格。当該事例を日馬連獣医委員会に報告
その他の違反			
9	1028.1(10)	触覚毛 <u>および／または耳の縁より内側の毛</u> を刈る、剃る <u>および／または除去する</u>	当該馬は当該競技会から失格

附則 本規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。(主な改正点：ホースインスペクションにおける蹄用ブーツの取り扱いについて、馬体検査(四肢のみ→あらゆる部位)、ビタミン／ミネラルの注射／補液の原則禁止

エンデュランス競技におけるホースインスペクション等

(総則)

5. 獣医師団長および獣医師団のすべてのメンバーは、競技前の獣医ブリーフィングに出席しなければならない。

87. インスペクションにおいては、エンデュランス規程付則 5 の 10 に定めるとおりインスペクションにおける行動指針を遵守し、頭絡やヘッドカラー以外の馬具は装着してはならない（エクイブーツ、パッドは獣医師の要請があれば外す）。また、主催者の指示による馬番号のペイント以外の皮膚への塗布物は取り除かなければならない。ただし、天候等の状況を考慮し、獣医師団長がインスペクションエリア内でのラグ等の着用を認めることがある。インスペクションパネルの指示があった場合には速やかにラグ等を外せるように対応しなければならない。

(その他)

~~45. 1年間に3回以上異常歩様のため失権となった馬は、エンデュランス規程付則7に定めるとおり次の競技出場の4週間前までに馬管理責任者がJEFエンデュランス本部へ通知しなければならず、第1回（競技前）インスペクションの前に、獣医師団長を含む獣医師3名のパネルにより競技参加適性を判断されなければならない。~~

附 則 この補則は、令和7年4月1日から施行する。

第5条（ブリーフィングの参加義務）の追加、第45条（3回以上の異常歩様失権馬への対応）の削除